平成２１年（フ）第７０号
秋田県由利本荘市薬師堂字谷地72番地24
債務者　阿部はるみ
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第９３号
茨城県牛久市神谷２丁目10番地11
債務者　浦山　洋子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第９６号
茨城県稲敷市月出里1114番地３
債務者　髙橋　正子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第９８号
茨城県牛久市南１丁目２番地16　カーサコメット202
債務者　郡司　忠正
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１０６号
茨城県龍ケ崎市２番地41　721
債務者　沼本　　弘
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１０８号
茨城県稲敷郡河内町源清田整1255番地１
債務者　庄司まゆみ
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第２６０号
山梨県笛吹市八代町米倉899番地２
債務者　安斉　香織
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５６号
長野県岡谷市堀ノ内１丁目５番10号
債務者　井上洨子こと　鄭　　洨子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第７３８号
福岡市東区社領１丁目７番４―101号
債務者　北島　正子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１０２７号
福岡県宗像市日の里５丁目３番地１―49―201
債務者　上妻　和文
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７６号
福岡県宮若市四郎丸533番地１
債務者　佐々木文子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第８６号
福岡県鞍手郡小竹町大字新多1381番地
債務者　日髙　優次
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第８７号
福岡県鞍手郡小竹町大字新多1381番地
債務者　日髙真奈美
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１６７号
佐賀県佐賀市大和町大字久留間2569番地
債務者　入澤　祐樹
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０７号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝1409番地１
債務者　原田　友子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２５号
佐賀県佐賀市高木瀬西２丁目15番11号
債務者　大宮　英樹
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２６号
佐賀県三養基郡みやき町大字西島1699番地１
債務者　大石　貴文
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２９号
佐賀県佐賀市本庄町鹿子397―１　イーグル翼203号、住民票上の住所佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛1833番地11
債務者　濵﨑　恵司
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係